

環水大管発第 2311092 号
環水大モ発第 2311092 号
令和 5 年 11 月 9 日

各
〔 都 道 府 県 知 事 〕
〔 大 気 汚 染 防 止 法 政 令 市 長 〕 殿

環境省水・大気環境局長
(公 印 省 略)

「大気汚染防止法第 22 条の規定に基づく大気の汚染の状況の常時監視に関する
事務の処理基準について」の一部改正について

「大気汚染防止法第 22 条の規定に基づく大気の汚染の状況の常時監視に関する事務の
処理基準について（平成 13 年 5 月 21 日環管大第 177 号、環管自第 75 号）」（以下「処理
基準」という。）において、有害大気汚染物質等については優先取組物質のうち既に測定
方法の確立している物質（ダイオキシン類を除く。）並びに水銀及びその化合物を測定対
象としている。測定対象のうち、クロム及び三価クロム化合物並びに六価クロム化合物に
ついては、平成 31 年 4 月に「大気粉じん中のクロムの形態別測定方法」を作成し、通知し
たところであるが、測定技術の向上による信頼性の確保が必要な状況にあること等から「現
時点では測定が困難であるため、当面、クロム及びその化合物の全量（クロム換算値）を
測定する」こととしている。

今般、実地測定等による検証試験により、大気粉じん中のクロムの形態別測定方法の基
本的性能を確認した上で、現時点における最新の科学的知見に基づき、令和 5 年 5 月 19 日
に「有害大気汚染物質測定方法マニュアル」のうち「大気粉じん中のクロムの形態別測定
方法」の改訂を行った。本改訂により、クロム及び三価クロム化合物並びに六価クロム化
合物を精度良く測定することが可能となったことから、処理基準の一部を別添のとおり改
正することとしたので通知する。併せて、処理基準の表現の適正化の観点から、所要の改
正を行った。なお、改正箇所については、別紙の新旧対照表を参照されたい。

都道府県及び政令市においては、改正後の処理基準に基づき、常時監視の実施に万全を
期されたい。

(担当者等連絡先)

環境省水・大気環境局

○環境管理課環境汚染対策室

担当者名：奥野、栗飯原

TEL:03-5521-8295

E-mail:taiki-monitoring@env.go.jp

○モビリティ環境対策課

担当者名：河村、高橋

TEL:03-5521-8297

E-mail:mobility-taisaku@env.go.jp